報告第２３号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年７月１日

２　損害賠償額　　５９，８６２円

３　相　手　方　　市外在住者

４　事故の概要　　令和７年４月１５日午後４時頃、相手方車両が市内沼代１０２６番付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、道路上に垂れ下がった植物の蔓に接触し、車両の左サイドミラーが破損した。